

平成30年4月16日

会員各位

日本公認会計士協会
副会長 山田 治彦
常務理事 後藤紳太郎

マネー・ローンダリング等対策の取組について

1. マネー・ローンダリング等対策について

現代社会では、IT技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進み、マネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）に関する情勢は絶えず変化しており、各国の協調による対応が必要とされています。マネー・ローンダリング等対策に関する政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）に参加する我が国を含む各国は、FATFが定める勧告等を標準としつつ、足並みを揃えてその対策を推進しております。

我が国では、マネー・ローンダリング等対策のため、平成19年に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）が制定され、その後、FATFの要請を受けて数度に渡って改正されております。

犯罪収益移転防止法において公認会計士又は監査法人は、当該法律の対象となる「特定事業者」に含まれており、顧客との取引が「特定業務」の「特定取引等」に該当する場合には、取引時確認（「本人特定事項」の確認）とその記録の保存や取引記録等の作成・保存等が求められています（「<参考資料> 犯罪収益移転防止法での取引時確認について」参照）。

2. 職業専門家としてのマネー・ローンダリング等への対応について

(1) 倫理規則

犯罪収益移転防止法における「特定業務」には、「現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分」が含まれています。

倫理規則第27条では、会計事務所等所属の会員は、原則として、依頼人の金銭その他の資産を保管してはならないとされており、保管することが法令等によって許容される場合であっても、追加的な法律的義務を遵守する必要があるとされています。また、注解23では、資産の出所を確認するために質問し、法令等に基づく本人確認等の義務を検討しなければならない場合があるとされています。当該資産が資金洗浄のような違法行為に係る疑いがある場合、基本原則の遵守を阻害する要因を生じさせるとして、必要に応じて法律専門家の意見を求めることも検討すべきであるとされています。

(2) 監査基準委員会報告書

犯罪収益移転防止法における「特定業務」には、監査業務は含まれておらず対象とされていませんが、監査基準委員会報告書には、マネー・ローンダリング等対策に関連する次の報告書があることに留意する必要があります。

- ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」では、監査の過程において、監査人が違法行為又はその疑いに関する情報に気が付いた場合の対応が記載されています。
- ・ 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」では、リスク評価の一環として、監査人は経営者及び法務部門等へ質問を実施し、企業の規制環境を理解することなどが求められています。

3．FATF第四次対日相互審査の実施について

マネー・ローンダリング等対策の国際基準であるFATFの「40の勧告」に則った法令等の整備状況及びその実施の有効性について確認するため、FATF審査団による第四次対日相互審査が来年予定されています。

FATF審査の対象には、関係当局、金融機関その他の事業者が対象とされており、その他の事業者には、「法律・会計専門家」として公認会計士又は監査法人も含まれます。このため、犯罪収益移転防止法への遵守状況、マネー・ローンダリング等に係るリスクの把握やマネー・ローンダリング等対策に関する体制整備状況、それらの職員への周知状況に関して、公認会計士又は監査法人に対し直接審査団からインタビューを求められる可能性があります。

4．協会の今後の取組について

犯罪収益移転防止法では、前述の通り、公認会計士が関与する業務のうち「特定業務」以外の業務については対象とされていません。しかしながら、職業的専門家として業務を実施する際には、犯罪収益移転防止法を遵守するとともに、違法行為であるマネー・ローンダリング等について、少なくともその行為に気付いた場合は、必要な対応を行わなければならないことについて留意する必要があります。

平成28年7月に国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程の改正により「違法行為への対応」に関する規定が新設されました。これは、職業会計士が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑い気付いた場合に、公共の利益に資する行動を行うための規定として導入されたものです。協会は、この改正に対応するため、平成29年10月に倫理規則等の改正公開草案を公表（平成31年4月1日から適用（早期適用可））し、会計事務所等所属の会員が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑い気付いた場合には、「違法行為への対応に関する指針」（以下「違法行為対応指針」という。）に従って対応すべき旨を規定しています。違法行為対応指針の公開草案では、指針の対象となる違法行為に関連する法令の例示として「マネー・ローンダリング、テロリストへの資金供与及び犯罪収益」が挙げられています。また、これらの改正と同時に監査基準委員会報告書250等の改正公開草案が公表され、違法行為対応指針の公開草案と整合性が図られています。

当協会では、マネー・ローンダリング等対策のため、毎年犯罪収益移転防止法の遵守状況について実態調査を行っており、今年度も実施をいたします。また、来年に予定されているFATF第四次対日相互審査に向けての対応を含めて、今後も周知文書の発信や研修会等の開催により会員に対して必要な情報提供を行ってまいります。

以 上

< 参考資料 > 犯罪収益移転防止法での取引時確認について

1. 公認会計士又は監査法人の義務

特定事業者として、特定業務のうち一定の取引(特定取引等)を顧客と行う場合、下記を義務付けられている。

- ・ 取引時確認(第4条第1項、本人特定事項のみ)
 - ・ 確認記録の作成・保存(7年間)(第6条)
 - ・ 取引記録等の作成・保存(7年間)(第7条)
- 疑わしい取引の届出(第8条)は、義務付けられていない。

2. 公認会計士又は監査法人における特定業務

以下の行為の代理又は代行(特定受任行為の代理等)に係るものが対象となる。

- ・ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- ・ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続
- ・ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分

3. 取引時確認が必要となる特定取引等

特定取引(第4条第1項)()		ハイリスク取引 (第4条第2項)
対象取引	特別の注意を要する取引	
以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引 ・ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引 ・ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等(イラン及び北朝鮮)に居住・所在している顧客との取引 ・ 外国PEPs(重要な公的地位にある者(Politically Exposed Persons))との取引

閾値以下の取引であっても、一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなものは一の取引とみなし、特定取引に該当する場合がある。

4. 特定取引等の取引時確認の実施方法

(1) 取引時の確認事項とその書類

確認事項	通常取引 (対象取引+特別の注意を要する取引)	ハイリスク取引
本人特定事項 個人 氏名・住所・生年月日 法人 名称・所在地	以下の本人確認書類 個人 ・ 運転免許証、運転経歴証明書 ・ 旅券(パスポート) ・ 在留カード、特別永住者証明書など 法人 ・ 登記事項証明書 ・ 印鑑登録証明書(名称、本店又は主たる事業者の所在地の記載のあるもの)	通常取引に際して 確認した書類 + 上記以外の本人確認書類

(2) 取引時確認の方法

顧客が個人の場合

代理人取引の場合には、実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認が必要となる。

< 対面取引 >

運転免許証、在留カード、旅券(パスポート)等顔写真のある官公庁発行書類の提示	
健康保険証、国民年金手帳等の提示	+
本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付又は提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類等の提示又は送付を受ける	
住民票の写し等の提示	+
本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付	

< 非対面取引(インターネット、郵送等) >

本人確認書類又はその写しの送付	+	本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付
-----------------	---	--------------------------------

顧客が法人の場合

実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認が必要となる。

< 対面取引 >

登記事項証明書、印鑑登録証明書等 本人確認書類の提示	+	実際に取引を行っている取引担当者の 本人特定事項の確認
-------------------------------	---	--------------------------------

< 非対面取引(インターネット、郵送等) >

登記事項証明書、印鑑登録証明書等の本人確認書類又はその写しの送付	+	実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認 又はその写しの送付	+	法人と実際に取引を行っている取引担当者の両方の本人特定事項の住所等に、取引関係文書を転送不要郵便等で送付
----------------------------------	---	---	---	--

参考：「平成28年10月施行 改正犯罪収益移転防止法」パンフレット(警察庁他)